

令和4年12月13日

佐々木(正)委員

公明党、佐々木です。よろしくお願いします。12月1日の会派代表質問で私が、健康団地の推進について質問させていただきました。その中で、具体的に空き住戸について、高齢福祉関係のそういう拠点整備ということと、それから憩いの場をつくるということで、今までも推進してきたし、コロナ禍ということもあってなかなか推進できなかった点もあると思います。

しかし、コロナ禍だからこそ、高齢者の様々な施策をやっけていかないと、ますます高齢化の中で、体調を崩したりすることも、精神的面も含めてあるというふうに思いますので、これからはコロナ対策をしっかりとやりながらも、県は健康団地については積極的に推進していくべきではないかなと私自身は思っております。

その中で、今までの具体的なよい事例を紹介していただくとともに、代表質問の答弁の中でも、様々な高齢福祉施設の協議会のようなものですか、そういう団体等に、積極的に県の職員が出向いていって様々な施策を展開させていただくというお願いベースで、色々啓蒙していこうというようなこともあったと思いますが、その辺の仕組みをどのように具体的にやっていくのか、その2点について最初に質問いたします。

公共住宅課長

まず、これまでの具体的な取組事例といたしまして、横浜市の港南区にあります県営日野団地でございますが、市からこの地区の包括支援に係る業務委託をされた社会福祉法人に空き住戸1戸を使用許可しております、この法人の生活援助員が駐在しております。この生活援助員は、高齢者世帯への戸別訪問や電話による安否確認を行うほか、生活全般に関する対面での相談や電話相談を受けております。そして、心配な事案がある場合は、区役所や社会福祉協議会、民生委員など福祉分野のネットワークを活用し、適切な支援に結びつけるよう見回りを行っております。

次に、横浜市泉区にございます県営いちょう上飯田団地でございますが、団地自治会の空き住戸の1室を使用許可してございまして、自治会のボランティアが駐在しております。この拠点では、定期的に自分の健康状態が把握できるよう体重計や血圧計などを常備しております、少しでも心配なことがあれば、地域包括支援センターなどの保健師さんに取り次ぐ取組などを行っております。また、団地入居者の交流の場とするために、健康づくりに関する図書コーナーの設置や囲碁、将棋などの娯楽を用意しまして、団地入居者が気軽に立ち寄れる場としての運営をしております。

次に、今後の積極的な取組ということでございますが、団地自治会の自発的な取組につきましてはこれまでどおり支援を行ってまいりますが、団地入居者の高齢化が進んでいることから、自分たちで取り組んでいくことが困難な自治会もございます。こうした視点も踏まえまして、県といたしましては、高齢者の状況や福祉政策に精通している地域包括支援センターなど、高齢者福祉を専

門とする法人や団体の誘致、これを強化していきたいと考えてございます。

具体的には、市町村ごとに設置されています地域包括支援センター運営協議会などの場を活用しまして、直接高齢者福祉に携わる医療機関や福祉施設の関係者、また、地域で活動する団体などに私たちのほうが直接働きかけを行っていききたいというふうに考えてございます。

佐々木(正)委員

それで、実際に地域包括と連携して、入っていただくところが決まるという形になってきた場合、デイサービスとか様々な施設、人が入っていくと思うんですが、そのときには、県営住宅の中に入居している人だけが対象なのか、地域でこれなさっているわけですから、地域にその福祉施設、拠点となるところ、いろいろなものを含めていくのか。私は、広域的に少しあったほうがいいのではないかと考えているんですが、それとともに、もしそれが入ったときには、送迎なんかもあるんですよ。そうすると、先行会派の御質問もありましたけれども、駐車場をどうするのかとか、具体的に送迎バスが来るときになると、駐車場がなかったら、もともと入ってくれないかもしれないから、その2つについて追加で質問、お願いします。

公共住宅課長

もちろん、入っていただくところは、県営住宅にお住まいの方はもちろんのこと、地域の方にも御利用していただきたいということは考えてございます。

駐車場につきましては、空きスペース等ございますので、その辺でどういった形で使えるかというのはきちんと考えていきたいと思っております。

佐々木(正)委員

ぜひ、せっかく入っていただくそういう福祉関係の拠点なので、やはり受入れをしっかりと、いろいろなことを考えながら推進していかないと、そこでうまくいかないとまったくないと思いますので、ぜひその辺は考慮して、今のうちから考えていただきたいというふうに思いますし、また、PFIでやっているところについても、様々な提案がPFIの業者からあったと思うんですが、そういうときにも、そういう健康団地を加味したプレゼンがあるのではないかと思います。そのときにもやはり駐車場ってなければ福祉施設は入って来てくれないと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

次に、同じく代表質問でもやりましたけれども、自治会の方々も、団地内は高齢化していて、共益費を徴収するのが困難というようなお声があるということで、今回、知事からは、新たに共益費を県が徴収する仕組みを創設し、それに当たっては、条例改正を次の定例会で提案するというような答弁もあったわけでありまして、県はどのように取り組んできたのかということと、それから新たに創設するという予定の制度、これについてお伺いします。

公共住宅課長

入居者の高齢化などによりまして、自治会の役員担い手が減少するとともに、共益費の集金の際、トラブルなどがございまして、現金による集金が困難となる事例が増加してございました。こうしたことを背景に、県のほうでは自治会に対しまして、事業者が入居者の口座から引き落としをして集金した上で、一括して自治会口座に振り込むサービスですとか、入居者の口座から直接自治会

の口座に送金するサービスの紹介などを行ってございました。また、自治会からの要請がある場合には、自治会の役員が共益費の未納のお宅に集金する際に、指定管理者の職員と同行して納付のお願いとかといったことを行っておりました。

次に、今度の新しい仕組みの概要でございますが、団地入居者の方が共益費の県徴収に賛同していただいた場合、これまで自治会が共益費として徴収管理してきた費用につきまして、県が自治会に代わりまして徴収管理することとなります。具体的には、運用は今後、詳細は調整していくこととなりますが、原則的には家賃と同様、口座引き落としでお支払いいただきまして、県が各自治会分を取りまとめの上、光熱水費などの支払業務の支払う仕組みということで考えてございます。

佐々木(正)委員

健康団地を推進していく上で、しっかり市町村とNPOと連携して、準備、様々な御配慮をしていただきたいと思いますし、また、共益費についても、滞りなく着実に準備を進めていただきたいと思いますというふうに要望させていただきます。

次に、住宅確保要配慮者への住居支援について質問させていただきたいと思いますが、まず新たな住宅セーフティーネット制度というのは、まず住宅の登録、それから法人の指定、協議会の設置というのを原則としているわけですが、まずこういう制度がある中で、今、登録数ですね、ネットなどで調べれば分かりますけれども、その確認と、今、住居支援の取組で、どのような取組を行っているのか、それについて併せてお願いします。

住宅計画課長

登録住宅と戸数のほうでございますけれども、令和4年11月末現在で3万6,018戸登録してございます。内訳でございますけれども、登録する自治体といたしまして、県と政令市、中核市が登録することとなっております、それぞれ登録数が、県が1万7,935戸、それから横浜市が9,392戸、川崎市が4,693戸、相模原市が3,123戸、それから横須賀市が875戸の登録数となっております。

それから、入居を支援していきます居住支援のほうの取組でございますけれども、こちらのほうにつきましては、居住支援法人として現在まで22法人を指定しております。具体的には、要配慮者に対する住宅情報の提供ですとか住宅相談、それから見守りですとか、そういったサービスを居住支援法人のほうでやっているというふうな状況でございます。

また、市町村の居住支援協議会の設置、こちらのほうも進めておりまして、これまでに横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、鎌倉市、座間市、茅ヶ崎市の7市の居住支援協議会が設置されているという状況でございます。

佐々木(正)委員

その中で、このセーフティーネット制度、居住支援協議会を県内でちゃんと設立するということが非常に重要なんだと思うんですけども、今、7つということです。これは地域で、神奈川県内を網羅するような、市町村を含めた地域地域の設立を、神奈川県としては全部立ち上げていただきたいという希望を持って進めているのか、それとも、それは自治体等に任せているのか、推進

するべきだと私は思うんですけれども、県が主体となってどんどんそれを広めていくのが必要だと思うんです。その考え方を教えていただきたいと思います。  
住宅計画課長

ただいまお話しありましたけれども、県といたしましても、そうした地域の居住支援協議会の設置を推進していくというふうな考え方でございます。ただ、地域といいましても、いろいろ自治体の大きさなどもありますので、ある程度幾つかの町村などがまとまって、支援協議会をつくるとか、そういったやり方もあるのではないかとこのように考えております。いずれにしましても、県として1つの大きな協議会を持っておりますので、さらに地域に根差した活動していただくために、市町村に居住支援協議会の設置をお願いしていくというふうなスタンスでございます。

佐々木(正)委員

県が設置しているのは、全市町村が入っているわけではないですよ。たしか20ぐらいの市町村が入っているのではないかと思います。その中で、大きい、小さいがあるというのは分かっているんですが、地域地域で構成団体を見ると、やはり宅建とか全日とか、いろいろな団体なんかも入ってきて、いろいろな意見があるのは、地域地域でそういうところに意見が、協議会を設立できないと意見も対応できないと、そういう声もあるところなんです。だから、早く県も主体的に、地域地域で大きなところ、小さいところまとまって、市町村ごとでなくてもいいから、全部神奈川県で網羅できるような取組を主体的に、積極的にやるべきではないかと思っているんですけれども、その辺の考え方を教えてください。

住宅計画課長

今、県の居住支援協議会についてですが、県の居住支援協議会は、県内の市町村全て一応入っていただいているという状況でございます。

それから、それぞれ地域の居住支援協議会につきましても、県の協議会の中で、例えば次に、検討しているというふうな実態があるとする、そこに来ていただいて、実際にその地域の方とかも来ていただいて、協議をしていただいて、地域の居住支援協議会の実践的な検討ですとか意見交換とか、そういうふうな場を県の居住支援協議会の中で設けさせていただいて、設置を促進するという形をさせていただいております。県としても前向きに、地域の居住支援協議会の設置を促していきたいというふうに考えています。

佐々木(正)委員

ちょっと私の認識不足で、全部入っているということでした。でも、そうすると、全部入っているとしたら、推進がしやすいのではないかと思いますよ。だから、早くやったほうがいいのではないかとこのように思うので、積極的にどんどんやっていただきたいなど、こういうふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

その上で、入居促進については様々な課題があると思うんですけれども、どのような課題があるのか、そしてその課題にどう対応していくのか、お聞きします。

## 住宅計画課長

セーフティーネット住宅の入居促進の課題についてですが、居住支援協議会の中で、実際に要配慮者の入居につなげていくためには、相談を受ける側にもやはり幅広い知識が必要というふうな課題が取り上げられております。例えば、要配慮者の方が住みたいセーフティーネット住宅があったとしても、例えば家賃が少し折り合わなくて断念してしまう場合がございます。こうした場合に住宅扶助を受ければ入居できるというようなこともありまして、紹介する側が生活保護の基礎的な知識を有していれば、適切な窓口へ相談をつないでいくことができます、入居につなげることが可能となってまいります。

しかし、要配慮者の方、情報から遠い方もいらっしゃる、直接支援法人等の団体に相談しない、そういったケースもございます。したがって、どうやってこうした方々のニーズなどを把握していくかが課題というふうになっております。

その課題への対応としまして、要配慮者のこうした要望を拾い上げていくためには、直接接触することが多いと想定されます行政の窓口や、それから不動産店の社員の方、それから地域で福祉を担っているソーシャルワーカーの方など幅広い方に、居住支援に関する知識を有していただくことが非常に効果的というふうに考えております。このため、住宅行政ですとか不動産店の職員の方には地域福祉に関する知識について、また福祉行政の職員ですとかソーシャルワーカーの方々については居住支援に関する知識について、それぞれ講習などを行うことによりまして、住宅と福祉をつなぐ人材の育成に取り組むことを検討しております。

## 佐々木(正)委員

その人材育成なんですけれども、これからどのようにしていくのか、そしてそういう取組についてどう県民にPRしていくのか、簡潔にお答えください。

## 住宅計画課長

現在、居住支援協議会の中で、不動産店、福祉団体等様々な支援の部門の方に関わっていただきまして、人材育成していくための講習会のカリキュラムづくりを行っております。このカリキュラムを受講していただき、修了した方を居住支援コーディネーターとして登録いたしまして、県、市町村、居住支援協議会のホームページで広く公表して、地域での活動を後押ししてまいります。

また、こうした取組をPRしていくために、年度内にコーディネーターの重要性を周知するイベントなどを、居住支援協議会で実施していくというふうなことを考えておりますが、こうしたことを通じてPRしていけるように考えています。

## 佐々木(正)委員

ぜひ、全県で協議会をしっかりと確立して、様々な意見を聴取して、取組ができるように推進していただきたいというふうに思います。

最後に、県水道広域化推進プランの素案の関係に関して、何点かお伺いしたいと思いますけれども、まず、県は広域化の役割を担っているということでありまして、運営基盤として、水道事業者においても主体的に取り組んでいくことが必要だと思いますが、神奈川県水道ビジョン検討会ということで、神奈川

県水道ビジョンと広域化推進プランというのはどういう位置づけなのか、セットでやっていかなければいけないと思うんですけれども、その辺について最初伺っておきます。

土地水資源対策課水政室長

まず、広域化推進プランにつきましては、水道の広域化に特化した方針を定めるものでございます。一方、健康医療局の所管になりますが、水道ビジョンにおきましては、水道全般の将来見通しですね、そういったところを定めるものと承知しております。

佐々木(正)委員

神奈川県の水道ビジョンと、もちろん広域化推進プランが共通することもあると思うので、それをセットでぜひ議論していかなければいけないのではないかと思います。そういうことをしっかりとこのプランでは、広域化の主体となって県がやっていただければなというふうに思います。

最後に、水道事業を取り巻く経営環境というのは非常に厳しいと、先ほどからいろいろな答弁でもしているわけでありましてけれども、一方で、収入を得るということも大事だというふうに思っています。私も前の委員会ではベトナムに視察に行ったりしましたけれども、その中で、水道技術の海外輸出とか新技術の小水力でやるとか、そういうように収入を得ていくということもできるのではないかと思います。最後に、その辺の取組についての考え方をお聞きいたします。

計画課長

企業庁ではこれまでも、配水池に水が送り込まれる際のエネルギーを活用した小水力発電にも取り組んできました。

委員から御指摘ありますように、技術の進展により、将来新たな発電が可能となることも検討しておりますので、新技術の動向、こういったものを注視しながら、施設の更新に合わせて検討していきたいというふうに考えております。

一方で、水道技術の海外輸出という点につきましては、企業庁が海外で水道事業を行って収益を得る目的で施設的に関わるといったところは難しいと考えております。そうした中で、企業庁では国際貢献として、ベトナム国への技術協力にこれまでも継続的に取り組んできており、こうした取組は我々職員の技術力の向上にもつながるものでありますので、今後も引き続きこの取組を進めてまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

最後に、要望ですけれども、今、国では経済の安全保障ということも言っておりますので、崇高な理念の中で海外に技術をお伝えしているということはすばらしいことではあります。逆に、ビジネス的なものとして捉えてやっている自治体もあるので、そういうことも視野に入れて神奈川県もやっていくべきではないかということをお願いさせていただいて、質問を終わります。